

■ 香美町キャラクター（着ぐるみ）使用取扱要領

平成 24 年 3 月 29 日

1 目的

香美町（以下「町」という。）が但馬牛、松葉ガニ、香住ガニ及びジオパークの P R を目的として製作した香美町キャラクター（着ぐるみ）（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 使用団体と優先順位

使用可能な団体、優先順位は次のとおりとする。

- ① 町
- ② 香美町ジオパーク推進協議会（以下「町協議会」という。）及び同会員
- ③ 産業団体、福祉団体等公的な団体
- ④ その他、町長が適当と認める団体

3 使用可能な行事等

但馬牛、松葉ガニ、香住ガニ及びジオパークを P R できる次の行事

- ① 町主催の行事及び町が参加する行事
- ② 町協議会の主催行事及び町協議会が参加する行事
- ③ 各種団体が町内外で開催、参加する行事
- ④ その他、町長が適当と認める行事等

4 使用方法

- (1) 着ぐるみの借受を希望する者（以下「借受希望者」という。）は、使用申請書を町へ提出する。
- (2) 町は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、キャラクターを貸し出すものとする。
- (3) 着ぐるみの貸出しを受ける者は、町から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。
- (4) 特別な場合を除き、原則として町から着ぐるみスタッフの派遣は無いものとする。

5 その他

- (1) 使用料は無料とする。ただし、貸出し期間中に発生した破損等（目立つ汚れを含む）は、理由の如何を問わず借主が修繕等を行うものとする。
- (2) 使用に際しては、取扱説明をよく読み遵守すること。
- (3) 貸出し期間中の取り扱いが著しく悪いと認められる場合は、以後の貸出しを認めない場合があることとする。